

## I C Tを活用した関係者間情報共有試行事業に係る管理運営規程（素案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、練馬区在宅療養推進協議会等の委員によるI C Tを活用した情報共有試行事業の実施にあたり、利用するI C Tツールの適正な管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 本事業は、在宅療養におけるI C Tを活用した情報共有について検討するにあたり、当該検討を行う練馬区在宅療養推進協議会等の委員が試行的にI C Tツールを利用し、その安全性、有効性、必要な機能等を検証することを目的とする。

## （管理運営）

第3条 本事業で利用するI C Tツールは区が指定し、当該ツールの管理運営は区が行う。

## （区の責務）

第4条 区は、I C Tツールの管理運営にあたって、つぎに掲げることを実施する。

- (1) 練馬区在宅療養推進協議会、在宅療養専門部会および認知症専門部会の委員に対し、I C Tツールの利用案内を送付すること。
- (2) 前号に掲げる会議体の委員が退任した場合に、I C Tツールの利用者から当該委員を除外すること。
- (3) I C Tツールが適正に利用されているかを確認し、不適正な利用があると認めたときに改善を求めること。

## （利用者）

第5条 利用対象者は、練馬区在宅療養推進協議会、在宅療養専門部会および認知症専門部会の委員とし、I C Tツールの利用登録をした者を利用者とする。

2 I C Tツールの利用による情報共有は、利用者が属する会議体ごとに行う。

## （利用者の責務）

第6条 利用者は、I C Tツールの利用にあたって、I Dおよびパスワードを適正に管理し、本人以外の者に利用させてはならない。

2 利用者は、セキュリティを維持するため、つぎに掲げることを実施するものとする。

- (1) I C Tツールに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新すること。
- (2) I C Tツールに接続する端末を構成するOS、ソフトウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

(利用時間)

第7条 ICTツールの利用時間は、当分の間、午前8時から午後10時までとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、ICTツールの利用にあたって、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報および機密保持を要する情報を掲載すること。
- (2) 虚偽または誤解を招くおそれのある情報を掲載すること。
- (3) 宗教活動または政治活動を行うこと。
- (4) 他の利用者または第三者を誹謗し、または中傷すること。
- (5) 他の利用者の発言内容を外部に漏らすこと。

(免責)

第9条 ICTツールの利用に関して生じた利用者の損害について、区は責任を負わない。

2 利用者は、ICTツールを通じて提供される情報に関し、第三者に対し損害を与えたときは、自己の責任と負担をもって解決する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ICTツールの管理運営に関して必要な事項は、練馬区在宅療養推進協議会等における検討を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年〇月〇日から適用する。